

美幸苑短期入所生活介護重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(秋田県指定 第 0572205045 号)

※当事業所への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護・要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

1. 美幸苑短期入所生活介護事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	美幸苑短期入所生活介護事業所
所在地	三種町鵜川字西本田82番地1
サービス提供地域	能代市・山本郡・大湯村・男鹿市

(2) 職員の状況（令和6年4月1日現在）※随時変更あり

職種	常勤	非常勤
1. 施設長	1名	
2. 介護員	20名以上	(パート) 1名
3. 看護員	7名以上	
4. 生活相談員	1名	
5. 機能訓練指導員	1名	
6. 介護支援専門員	1名	
7. 管理栄養士	1名	
8. 医師（嘱託）		1名

短期入所生活介護事業所の職員は特別養護老人ホーム美幸苑の職員と兼務となります。

(3) 同施設の設備の概要

定員	10名	特別養護老人ホーム 美幸苑（定員52名） との共用
居室	多床室・従来棟個室	
浴室	特浴・チェアバス浴	
食堂・談話室	機能訓練室兼	
静養室	医務室内	
トイレ	車椅子利用者対応型	

2. サービス内容

①短期入所生活介護計画の立案

利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。短期入所生活介護計画書を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

②食 事 栄養並びにご利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供しています。

③入 浴 週2回の入浴の他、本人の希望、身体清潔の必要等状況によって、回数を増やしています。

④排 泄 排泄の自立を促すため、身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練 日常生活を送るのに必要な機能の現状維持又は回復のための訓練を行います。

⑥健康管理 看護員が健康管理を行います。ご利用中の病院への受診は施設で対応しますが、ご家族の同行をお願いします。

⑦送 迎 入退所の際、ご家族による送迎ができない場合は、施設で送迎します。但し、自宅と施設間に限ります。

3. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該短期入所生活介護が法定代理受理サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

※負担割合が2割、3割対象者の場合は、下記に記載の食費・居住費を除く介護保険分の単価が2倍・3倍になります。(契約時に詳しく説明させていただきます)

(1) 施設利用料金（令和6年4月～） 1割負担の場合

《被保険第1段階者：生活保護受給者・老齢福祉年金受給者》

多床室

1日当り：円

介護度	利用単価	食費	居住費	機能訓練	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	サービス提供	夜勤配置	処遇改善	特定処遇	ベースアップ	合計
要支援1	451	300	0	12	0	0	22	0	40	13	8	846
要支援2	561	300	0	12	0	0	22	0	49	16	10	970
要介護1	603	300	0	12	4	8	22	13	55	18	11	1,046
要介護2	672	300	0	12	4	8	22	13	61	20	12	1,124
要介護3	745	300	0	12	4	8	22	13	67	22	13	1,206
要介護4	815	300	0	12	4	8	22	13	73	24	14	1,285
要介護5	884	300	0	12	4	8	22	13	78	25	15	1,361

《被保険第 2 段階者：課税年金収入が 80 万円以下の方》

多床室

1 日当り：円

介護度	利用 単価	食費	居住 費	機能 訓練	看護 体制 I	看護 体制 II	サービ ス提供	夜勤 配置	処遇 改善	特定 処遇	ベース アップ	合計
要支援 1	451	600	370	12	0	0	22	0	40	13	8	1,516
要支援 2	561	600	370	12	0	0	22	0	49	16	10	1,640
要介護 1	603	600	370	12	4	8	22	13	55	18	11	1,716
要介護 2	672	600	370	12	4	8	22	13	61	20	12	1,794
要介護 3	745	600	370	12	4	8	22	13	67	22	13	1,876
要介護 4	815	600	370	12	4	8	22	13	73	24	14	1,955
要介護 5	884	600	370	12	4	8	22	13	78	25	15	2,031

《① 被保険第 3 段階者：課税年金収入が 80 万円超 120 万円未満の方》

多床室

1 日当り：円

介護度	利用 単価	食費	居住 費	機能 訓練	看護 体制 I	看護 体制 II	サービ ス提供	夜勤 配置	処遇 改善	特定 処遇	ベース アップ	合計
要支援 1	451	1,000	370	12	0	0	22	0	40	13	8	1,916
要支援 2	561	1,000	370	12	0	0	22	0	49	16	10	2,040
要介護 1	603	1,000	370	12	4	8	22	13	55	18	11	2,116
要介護 2	672	1,000	370	12	4	8	22	13	61	20	12	2,194
要介護 3	745	1,000	370	12	4	8	22	13	67	22	13	2,276
要介護 4	815	1,000	370	12	4	8	22	13	73	24	14	2,355
要介護 5	884	1,000	370	12	4	8	22	13	78	25	15	2,431

《② 被保険第 3 段階者：課税年金収入が 120 万円超 266 万円未満の方》

多床室

1 日当り：円

介護度	利用 単価	食費	居住 費	機能 訓練	看護 体制 I	看護 体制 II	サービ ス提供	夜勤 配置	処遇 改善	特定 処遇	ベース アップ	合計
要支援 1	451	1,300	370	12	0	0	22	0	40	13	8	2,216
要支援 2	561	1,300	370	12	0	0	22	0	49	16	10	2,340
要介護 1	603	1,300	370	12	4	8	22	13	55	18	11	2,416
要介護 2	672	1,300	370	12	4	8	22	13	61	20	12	2,494
要介護 3	745	1,300	370	12	4	8	22	13	67	22	13	2,576
要介護 4	815	1,300	370	12	4	8	22	13	73	24	14	2,655
要介護 5	884	1,300	370	12	4	8	22	13	78	25	15	2,731

《被保険第4段階者：課税年金収入が266万円以上の方》

多床室

1日当り：円

介護度	利用 単価	食費	居住 費	機能 訓練	看護 体制 I	看護 体制 II	サービス 提供 I	夜勤 配置	処遇 改善	特定 処遇	ベース アップ	合計
要支援1	451	1,445	855	12	0	0	22	0	40	13	8	2,846
要支援2	561	1,445	855	12	0	0	22	0	49	16	10	2,970
要介護1	603	1,445	855	12	4	8	22	13	55	18	11	3,046
要介護2	672	1,445	855	12	4	8	22	13	61	20	12	3,124
要介護3	745	1,445	855	12	4	8	22	13	67	22	13	3,206
要介護4	815	1,445	855	12	4	8	22	13	73	24	14	3,285
要介護5	884	1,445	855	12	4	8	22	13	78	25	15	3,361

※新型コロナウイルス感染症対策として令和3年9月30日まで基本報酬に0.1%上乘せされた金額になります。

(2) その他介護保険給付サービス加算費用（1割負担の場合）

- ・送迎加算：片道184円（但し、自宅と施設間のみ）
送迎サービス利用の場合に加算されます。送迎実施地域は、能代市・山本郡・大潟村・男鹿市です。
- ・介護職員処遇改善加算（平成29年4月より施行）
サービス利用の所定単位数×83/1000
介護サービスに従事する介護職員の処遇改善のために加算されます。
- ・特定処遇改善加算Ⅰ（令和元年10月より施行）
サービス利用の所定単位数×27/1000
- ・介護職員等ベースアップ支援加算（令和4年10月1日より施行）
サービス利用の所定単位数×16/1000
※食事負担額については、基準費用額が1,445円
朝食：445円、昼食：500円、夕食：500円と一食毎に設定します。
但し、予定を変更される場合は、前日までに届け出をしてください。届け出がない場合、予定していた食事代を支払っていただくことになります。

(3) その他の料金（自己負担）

- ・理髪代 2,000円 月に1回実施予定

(4) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※ 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止することがあります。

- ・ご家族またはご利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所時の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ご利用中に体調が悪くなった場合
- ・他のご利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(5) 支払方法

毎回、短期入所生活介護の利用終了後、請求書をお渡ししますので、1ヶ月以内にお支払下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

次項のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ・口座振替 毎月20日に口座から引落としとなります。
- ・下記指定口座への振込み（振込み手数料はご負担下さいますようお願い致します）

JA 秋田やまもと 本店 口座番号：0006196 社会福祉法人 八竜山本ふくし会 美幸苑短期入所生活介護事業所 理事長 金子 喜一郎
ゆうちょ銀行 記号：18600 番号：8573181 社会福祉法人 八竜山本ふくし会 特別養護老人ホーム美幸苑 理事長 金子 喜一郎 ※他金融機関から振込利用される際は次の内容をご指定ください 【店名】八六八（読み ハチロクハチ） 【店番】868【預金種目】普通預金【口座番号】0857318

4. サービス利用契約の終了

①ご利用者の都合でサービス利用計画を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的に終了し、予約は無効となります。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けているご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

この場合に限り、予約を有効にしたまま契約条件を変更して、再度契約することができます。

③その他

- ・ご利用者がサービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず、7日以内に支払わない場合
- ・ご利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- ・やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合
(2週間前までに文書で通知させていただきます)

5. 当事業所の運営方針

事業所は、ご利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護を提供します。

6. サービス利用への留意事項

- ①建物、設備、備品等を損傷しないよう注意してください。
- ②サービス提供中の無断外泊は禁止されています。
- ③面会時間は、10:00～15:30、面会場所は玄関フロアとさせていただきます。ただし、利用者様の状況によりご相談に応じます。感染症等の流行期には面会禁止となる場合がございますのでご理解下さい。
- ④喫煙・飲酒は所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は禁止としますので、ご協力をお願い致します。
- ⑤けんか、暴行、中傷、口論等他人に対する迷惑行為はしないでください。
- ⑥事業所内で他の人に対して、宗教活動や政治活動を強要しないでください。

7. 個人情報の保護及び守秘義務

利用者の個人情報の取り扱いにおいては、その適正な保護のため、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関する法令及びガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ります。また、知り得た利用者またはその家族の秘密を保守し、退職後においてもこれを保守します。

8. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の状態に異変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医または協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。また、家族、介護支援事業者等に連絡を行い必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービス提供中利用者に介護事故が発生した場合、ご家族、市町村、関係医療機関へ連絡を行うなど必要な措置を講じ、自己の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 衛生管理

利用者が使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生管理に努め、または必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に講じます。食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めます。施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備し、感染症対策の委員会を設置し、おおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底します。また、従業員に対し研修並びに感染症予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。但し、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、説明し同意書の作成や記録の記載など、的確な手続きにより、一時的に身体を拘束する場合があります。

12. 虐待の防止

入居者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じます。虐待防止のための指針を整備し、従業員に対して虐待を防止するための定期的な研修を実施していきます。

13. 非常時災害時対策

非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき年2回以上の避難訓練を利用者も参加して実施します。また、訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

14. 業務継続計画の策定

感染症や火病災害の発生において、入居者に対する福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な措置を講じます。

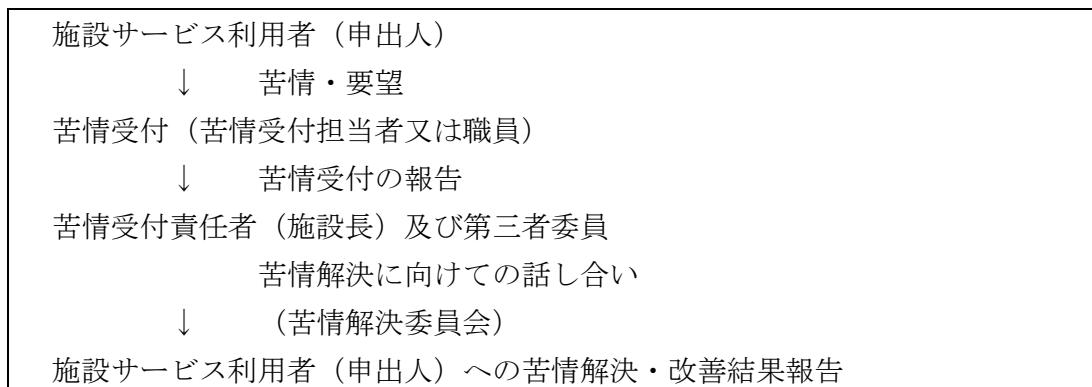
15. サービス内容に関する相談・苦情

当事業所お客様 相談コーナー	電話番号	TEL 0185-72-1231 FAX 0185-72-1234
	担当者	日諸 聡 (施設長) 鈴木 昌樹 (生活相談員) 加藤 恵祐 (生活相談員)
	責任者	日諸 聡 (施設長)
	対応時間	午前8時30分～午後5時30分(月～金) 苦情受付ボックスを窓口に設置しています
	第三者委員	宮田 世紀子 (TEL 0185-85-3711) 清水 愛子 (TEL 0185-85-4066)

○行政機関その他の苦情受付機関

三種町介護保険 相談窓口	所在地	三種町鶴川字岩谷子8番地
	電話番号	0185-85-2111
	FAX 番号	0185-85-2178
	対応時間	8:30～17:15(月～金)
能代市役所 長寿いきがい課	所在地	能代市上町1番3号
	電話番号	0185-89-2158
	FAX 番号	0185-89-1791
	対応時間	8:30～17:15(月～金)
秋田県国民健康 団体連合会介護 保険相談窓口	所在地	秋田市山王4丁目2-3 秋田県市町村会館内
	電話番号	018-862-3850
	FAX 番号	018-824-0043
	対応時間	8:30～17:00(月～金)
秋田県福祉サー ビス相談支援セ ンター (秋田県運営適 正化委員会)	所在地	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉協議会内
	電話番号	018-864-2740
	FAX 番号	018-864-2702
	対応時間	8:30～17:00(月～金) 祝祭日・年末年始を除く

○施設サービスに関する苦情解決の仕組み



16. 当事業者の概要

法人種別・名称	社会福祉法人 八竜山本ふくし会
代表者名	理事長 金子 喜一郎
所在地	秋田県山本郡三種町鶴川字西本田 82 番地 1
併設事業	①介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム美幸苑 ②美幸苑短期入所生活介護事業所 ③美幸苑ヘルパーステーション ④美幸苑デイサービスセンター ⑤美幸苑居宅介護支援事業所 ⑥ケアハウスやすらぎ

17. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	②なし		

令和 年 月 日

短期入所生活介護利用の契約締結にあたり、本書面を交付し、重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 秋田県山本郡三種町鶴川字西本田 82 番地 1
事業者名 美幸苑短期入所生活介護事業所
説明者 _____ 印

短期入所生活介護利用の締結にあたり、重要事項の交付・説明を受け、当該施設で短期入所生活介護サービスの提供を受けることについて同意しました。

契約者 住所 _____
氏名 _____ 印

身元引受人 住所 _____
氏名 _____ 印

※付則

この重要事項説明書は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

平成 15 年 4 月 1 日改正

平成 17 年 4 月 1 日改正

平成 23 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

令和元年 11 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 4 年 4 月 1 日改正

令和 4 年 10 月 1 日改正

令和 5 年 4 月 1 日改正